

「令和4年度 混合型特定施設入居者生活介護 実施事業者公募」に関するQ&A

令和3年11月16日掲載分

No	質問事項	回答
	「5 応募書類について (2)応募に関する提出書類」について	
1	項目「6. 法人概要」の「(4)直近3年間の決算書等」について、提出書類が膨大となるが、省略可能なものはあるか。	紙資料の一部省略や電子記録媒体による提出等が可能となりますので、提出前に直接ご相談ください。
	併設提案について	
2	「9 望ましい要件」の(1)に小規模多機能型居宅介護の併設について記載があるが、その他サービスとの併設提案は可能か。	小規模多機能型居宅介護以外のサービスとの併設提案も可能です。 ただし、併設サービスが公募事業の場合は、別途公募へ応募の上、当該計画についても採択される必要があります。 併設予定サービスも含めて、関係各所への事前協議を十分に実施し、実施可能な事業計画となるよう留意してください。
	事業完了時期について	
3	令和4年度内に事業完了が困難な場合、応募することは可能か。	応募することは可能です。 やむを得ない事情により事業完了が翌年度となる場合は、その事由を「様式6 事業開設までのスケジュール」に添付してください。 無理に工期を短縮すること、むやみに先送りすることのないよう、適正な事業スケジュールでの計画としてください。
	地元説明会について	
4	コロナ禍のため集合での説明会を開催しないよう自治会より希望があった場合について、説明資料配布等の代替手段とすることは可能か。	整備予定地および隣接する自治会等への説明については、代替する手段での実施も含め、自治会との協議により実施してください。 その際は、説明不足等により後々トラブルとなることのないよう十分に留意してください。 なお、代替手段による説明とした場合は、「付表1 建設に伴う地元説明会の経緯について」に説明方法や質疑応答の受付方法等を記載した上で、説明資料等を添付して下さい。